

●議会改革特別委員会中間報告

議会改革特別委員会は、昨年令和5年6月定例会において、開かれた議会の構築並びに時代に即応した議員活動及び議会活動の充実を図るため、議会改革を推進することを目的として設置され、委員9名をもって構成しております。

各会派から提案された議会改革に係る様々な検討事項のうち、「開かれた議会の推進に関する広報広聴機能の充実と強化」については広報広聴委員会、「タブレット活用・オンライン会議の推進」については議会運営委員会でそれぞれ協議検討を進めることで議論のすみ分けをしました。

したがって、本特別委員会では、議会活動の充実、議員定数、議員報酬の在り方、なり手不足等について協議を重ねているところではありますが、本日、これまでの本特別委員会における協議内容等について報告します。

まず、議員定数であるが、全国市議会議長会研究フォーラムにおいて示された面積人口方式による標準的な議員定数の計算式に、小林市の現住人口・面積を当てはめると、小林市議会の議員定数は、21.7人となる。現在、本市議会議員の定数は19人であり、標準的な財政規模等の類似都市と比較しても、現段階では適正な定数が保たれているという意見がある。

また、協議の中では現在の定数を維持する根拠も議論している。

まず、議案審査に係る常任委員会は、現在、議長を除き、3常任委員会6人ずつの構成となっているが、討議性・多様性・効率性を考慮すると1常任委員会当たり6人以上は必要であるという意見で一致している。

近年、各常任委員会の審査時間は、これまでの議会改革により論点整理や議員間討議を活発化して審査の充実に努めたことから、増加している状況である。定数削減により現在の3常任委員会を維持できず、2常任委員会の体制とした場合、今以上に審査時間の増加が想定され、さらに議員1人当たりの審査量などの増大や、議会の最大の役割とされる市政の監視機能の低下につながる恐れがあるなどの意見が出されている。

また、定数削減による弊害としては、当選しにくくなることから立候補予定者が思い止まり、結果、立候補者数減や定数割れが懸念される。さらに、合併やこれまでの定数削減により議員活動の範囲が広がっており、地域住民の声が行政へ届かなくなることが懸念される。

委員の中には、削減は検討すべき課題であるという意見も一部ある。確かに、将来的には人口減少による議員定数の議論は避けて通れないが、現在、行政・議会でも移

住・定住等により、人口減少対策を推進している状況下での定数削減は、現時点では時期尚早という意見も多く出されている。

今後については、常任委員会審査や議案審議の在り方などを含め、十分に検討していく必要がある。

次に、議員報酬については、県内9市や類似都市との比較・検討を行った。本市は平成に入り2度の市町村合併を経て、議員の定数削減は実施されてきた一方、議員報酬の引上げは旧小林市時代の平成8年11月以降、約30年間実施されないままとなっている。その結果、現在、議員報酬は月額ベースで、県内9市では下から3番目、類似都市の平均からは約4万円少ない現状であり、物価高騰の影響等を勘案すれば報酬の引上げの時機であると考えられる。ただ、市民の中には、議員の定数と報酬の議論は併行して行うべきという意見があることも認識している。

定数・報酬について市民の理解を得るためには、議員活動や議会活動の見える化を進めることが重要であり、この点も含め、引き続き協議していく。

議員のなり手不足については、報酬だけではなく、若者や、特に女性が活躍できるためにも、妊娠・出産・子育てなどの条件や環境の整備、また、議員引退後の生活保障など社会的認知を得る必要がある。

なお、これらの課題を改善する一つとして、今回、厚生年金への地方議員の加入を求める意見書の提出を提案することとした。趣旨としては、地方議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転職しても切れ間なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活の保障につながることで、なり手不足の解消の一因になるというものである。

費用弁償については、議員の会議への参集に係る費用の格差を解消することを目的として前回の特別委員会で議論されたものであるが、改選により再度実態を調査したところである。支給対象となる会議については、本会議、委員会ほか市議会会議規則に定める協議又は調整を行うための場とすることとし、支給開始の時期等について、現在協議中である。

なお、残された課題については、引き続き行政視察や研修会等も含め、さらなる調査・研究を行っていく。

以上、本特別委員会の中間報告とします。